

# 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

令和 6 年 3 月 2 1 日  
企画管理部教育総務課  
0 4 3—2 2 3—4 1 4 2

## 1 改正理由

令和 6 年度組織の見直し（第 5 条、第 17 条、第 19 条、第 28 条、第 31 条、第 35 条）

## 2 改正内容

令和 6 年度組織の見直しのため、所要の規定整備を行う。

### (1) 教育総務課

県立高校統括監を新設する。

### (2) 教育施設課

教育施設課大規模改修室長の職位を主幹から副技監へ変更する。

### ●第五条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

新	旧
九 教育次長、理事、本庁の部長、 <u>学校危機管理監、県立高校統括監</u> 、次長、参事、課長、担当課長、 <u>副参事及び副技監</u> 並びに所長及び教育機関の長並びに市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校(以下「公立義務教育諸学校等」という。)の校長を任免すること。	九 教育次長、理事、本庁の部長、次長、参事、課長、担当課長 <u>及び副参事</u> 並びに所長及び教育機関の長並びに市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校(以下「公立義務教育諸学校等」という。)の校長を任免すること。

### ●第二十八条

新	旧
(教育次長、 <u>理事、学校危機管理監及び県立高校統括監</u> ) 第二十八条 本庁に教育次長、 <u>理事、学校危機管理監及び県立高校統括監</u> を置くことがある。	(教育次長 <u>及び理事</u> ) 第二十八条 本庁に教育次長 <u>及び理事</u> を置くことがある。

### ●第三十一条

新	旧
(次長、参事、担当課長、副参事、 <u>副技監</u> 、主幹、副主幹、主査及び副主査) 第三十一条 本庁の部に次長、参事、 <u>副参事及び副技監</u> を、本庁の課に担当課長を、本庁の課(室)に主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことがある。	(次長、 <u>学校危機管理監</u> 、参事、担当課長、副参事、主幹、副主幹、主査及び副主査) 第三十一条 本庁の部に次長、 <u>学校危機管理監、参事及び副参事</u> を、本庁の課(室)に担当課長を、本庁の課(室)に主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことがある。

●第三十五条

前条に規定する職員の職及びその職務は、次の表のとおりとする。

二 事務職員又は技術職員をもつて充てる職

新		旧	
職	職務	職	職務
<u>学校危機管理監</u> <u>県立高校統括監</u> 担当課長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、その執行に関し職員を指揮監督する。	<u>学校危機管理監</u> 担当課長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、その執行に関し職員を指揮監督する。
理事 参事 <u>副参事</u> <u>副技監</u> 主幹 副主幹 主査 副主査 上席専門員 専門員	上司の命を受け、特命事項を掌理する。	理事 参事 <u>副参事</u>  主幹 副主幹 主査 副主査 上席専門員 専門員	上司の命を受け、特命事項を掌理する。

(3) 教育政策課、財務課

財務課が所管している県立学校チャレンジ応援基金に関する業務を教育政策課に移管する。

●第十九条 企画管理部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
教育政策課 <u>十四 千葉県県立学校チャレンジ応援基金に関すること。</u> <u>十五、十六</u> (略)	教育政策課 <u>(新設)</u> <u>十四、十五</u> (略)
財務課 <u>(削る。)</u> <u>十九</u> (略)	財務課 <u>十九 千葉県県立学校チャレンジ応援基金に関すること。</u> <u>二十</u> (略)

(4) 生涯学習課

新県立図書館建設準備班を新県立図書館建設準備室に改組する。

(5) 学習指導課

高等学校指導室及び義務教育指導室を、学力向上推進室及び教育課程指導室へ改組する。

(6) 児童生徒安全課

不登校児童生徒支援室を新設する。

(7) 保健体育課

高校総体準備班を新設する。

●第十七条

2 次の表の上欄に掲げるそれぞれの部に当該中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該下欄に掲げる室等を置く。

新			旧		
部名	課名	室名等	部名	課名	室名等
教育振興部	生涯学習課	総務班、学校・家庭・地域連携室、社会教育振興室、 <u>新県立図書館建設準備室</u>	教育振興部	生涯学習課	総務班、学校・家庭・地域連携室、社会教育振興室
教育振興部	学習指導課	<u>学力向上推進室、教育課程指導室</u> 、ICT教育推進室	教育振興部	学習指導課	<u>高等学校指導室、義務教育指導室</u> 、ICT教育推進室
教育振興部	児童生徒安全課	生徒指導・いじめ対策室、 <u>不登校児童生徒支援室、安全班</u> 、人権教育班	教育振興部	児童生徒安全課	生徒指導・いじめ対策室、 <u>安全班</u> 、人権教育班
教育振興部	保健体育課	学校体育班、保健班、給食班、 <u>高校総体準備班</u>	教育振興部	保健体育課	学校体育班、保健班、給食班

3 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課に置く当該中欄に掲げる室に当該下欄に掲げる班を置く。

新			旧		
課名	室名	班名	課名	室名	班名
生涯学習課	社会教育振興室	社会教育班、社会教育施設班	生涯学習課	社会教育振興室	社会教育班、社会教育施設班、 <u>新県立図書館建設準備班</u>

**3 施行期日**

令和6年4月1日